

## あきる野市特定教育・保育施設の利用定員について

あきる野市特定教育・保育施設への確認を申請した施設について、利用定員を定めるため、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、下記のとおり、子ども・子育て会議の意見を求める。

## 記

- |   |                |               |
|---|----------------|---------------|
| 1 | 対象施設           | 学校法人秋川学園秋川幼稚園 |
| 2 | 特定教育・保育施設の区分   | 幼稚園           |
| 3 | 利用定員           | 80人（1号児）      |
| 4 | 特定教育・保育施設開始予定日 | 令和3年4月1日      |
| 5 | 認可定員と利用定員      | 別紙のとおり        |
| 6 | 利用者数の推移        | 別紙のとおり        |

【別紙】

1 「5 認可定員と利用定員」について

定員	幼稚園認可定員	特定教育・保育施設に移行後の利用定員	減数
人数	140人	80人	60人

※特定教育・保育施設としての利用定員は、幼稚園認可定員と一致することを基本としつつ、実状に応じて定めます。また、特定教育・保育施設としての利用定員を定めても、認可定員は変更されません。

2 「6 利用者数の推移」について

秋川幼稚園の過去3年の利用者数（各年度の3月1日現在）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均
利用者数	87人	85人	69人	80人

※利用者数は、各年度3月1日が最も多い。